

秩父市公民館文化祭

公民館で活躍している皆さんが、趣向を凝らした作品展や演技発表を開催しています。受講生の皆さんの日ごろの成果をご覧ください。

公民館名(問い合わせ)	内容	と き
中央公民館 ☎22-0420 会場： 歴史文化伝承館	演技発表	10月8日(土)午前10時～午後3時30分
	作品展示	10月15日(土)午後1時～5時 10月16日(日)午前9時～午後5時 10月17日(月)午前9時～午後3時
	お茶会	9月4日(日)水曜茶道クラブ 10月15日(土)月曜茶道クラブ 10月16日(日)火曜茶道クラブ 【全日、午前10時～午後3時】
高篠公民館 ☎22-1220 会場： 高篠公民館	作品展示	10月15日(土)午前9時～午後4時
	模擬店	10月15日(土)午前9時～午後4時
	演技発表	10月16日(日)午後1時～4時
久那公民館 ☎22-1495 会場： 久那公民館	作品展示	10月16日(日)午前9時30分～午後3時30分
	演技発表	10月16日(日)午前10時～午後3時30分
尾田詩公民館 ☎23-9010 会場： 尾田詩公民館	菊花展	10月28日(金)～11月3日(木・祝) 午前9時～午後4時
	作品展示	10月30日(日)午前10時～午後3時
	演技発表	10月30日(日)午前10時20分～午後3時
大田公民館 ☎62-1440 会場： 大田公民館	作品展示	11月5日(土)午後1時～3時 11月6日(日)午前9時～午後3時
	模擬店	11月6日(日)午前10時～午後2時30分
	演技発表	11月6日(日)午前10時～午後2時30分

公民館名(問い合わせ)	内容	と き
荒川公民館 ☎54-1058 会場： 【 】内のとおり	作品展示	11月5日(土)午前9時～午後4時 11月6日(日)午前9時～午後3時 【両日とも荒川公民館】
	演技発表	11月6日(日)午前9時30分～正午 【荒川農村環境改善センター】
	模擬店	11月6日(日)午前10時～午後2時 【荒川農村環境改善センター】
吉田公民館 ☎77-1100 会場： 取方総合運動公園	作品展示	11月5日(土)正午～午後5時 11月6日(日)午前10時～午後4時
	演技発表	11月6日(日)午前10時～午後4時
大滝公民館 ☎55-0033 会場： 大滝体育館	作品展示	11月12日(土)・13日(日)午前9時～午後4時
	演技発表	11月12日(土)午前9時30分～11時
	ふれあい祭り	11月12日(土)午前9時30分～午後1時
影森公民館 ☎22-0777 会場： 影森公民館	作品展示	11月12日(土)午後1時～3時30分 11月13日(日)午前9時～午後3時30分
	演技発表	11月13日(日)午前10時～午後3時30分
	がらり音楽祭	11月12日(土)午後1時30分～3時30分
原谷公民館 ☎22-0658 会場： 原谷小学校体育館	作品展示	11月12日(土)午後1時～4時 11月13日(日)午前9時～午後4時
	演技発表	11月13日(日)午前9時～午後4時
	模擬店	11月12日(土)午前10時～売り切れまで 11月13日(日)午前11時～午後2時

※内容の詳細は、各公民館へお問い合わせください。

消費生活センターからのお知らせ

インターネットの通信販売は 契約内容をよく確かめてから 注文しましょう！

インターネットの広告を見て健康食品や化粧品などを購入するのは便利ですが、契約内容を勘違いするトラブルが増えています。

●事例1 健康食品を購入しようとしてスマートフォンで事業者を探した。サイトの初めの画面に大きな文字で「初めてのお客様限定無料キャンペーン」とあったので、無料だと思って申し込んだ。しかし、商品が届いてから1か月後、再び商品と振込用紙が送られてきた。問い合わせると、無料キャンペーンは定期購入を申し込んだ場合、初回が無料になるという意味だという。改めてサイトを確認すると、「今すぐ注文」のボタンからかなり下にスクロールしたところに「5回の定期購入が条件です」と書かれていて、注文ボタンをタップすると定期購入を申し込んだことになるということがわかった。

●事例2 スマートフォンで化粧品を注文した。定期購入であることは承知していたが、届いた商品が肌に合わない。そのため解約・返品しようとしたが、サイトには

電話での解約しか受け付けられない。しかし、何度かけても通話中であつたが、「不良品以外の返品は一切受け付けていない。解約は次回商品の発送日の10日前までに申し出が必要だ」と言われた。

消費者へのアドバイス

① スマートフォンによる通信販売は、最後まで画面をスクロールしないと契約条件がわからなかったり、文字が小さすぎて見落しがちです。また、通信販売の返品に関する条件は事業者による特約で、クーリング・オフ(無条件契約解除)の対象ではありません。

契約内容を申し込み前によく確認しましょう。

② インターネットの画面に表示される広告は、消費者の興味関心に合わせたターゲティング広告(欄外※)であることがあり、その場合、表示期間も短いため後日確認しようとしても確認できないことがあります。重要と思つたことは、画面をあらかじめ保存しておきましょう。

消費トラブル相談先

秩父市消費生活センター

☎25-5200

毎週月～金曜日(祝祭日はお休み)
午前9時～正午、午後1時～4時

※ターゲティング広告とは…訪問したウェブサイトの内容や、よく入力する検索キーワードなどを参考にしてその人の気を引きそうな広告を表示してくるものです。